

北谷町入札参加資格者(建設工事)各位

建設工事の入札における工事費内訳書の取り扱いについて

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下、「入契法」という。)の一部を改正する法律が令和7年12月12日に施行されたことに伴い、公共工事の入札時に提出する工事費内訳書において、「材料費」「労務費」及び「適正な施工を確保するために不可欠な経費」等の明示が義務化されました。

つきましては、本町が発注する建設工事の入札に係る工事費内訳書の取扱いについて、下記のとおり様式等を変更しますのでご留意願います。

記

1 対象工事

競争入札に付する全ての建設工事。

2 適用時期

令和8年7月1日以降に入札参加案内を行う建設工事から適用する。

3 提出様式

本町が新たに指定する「工事費内訳書(様式1)」(改訂版)により提出すること。

4 提出方法

入札書と工事費内訳書を同一の封筒に入れ、入札箱に投函すること。

5 様式の主な変更点

工事費内訳書に、以下の5項目(以下「明示5項目」という。)を新たに追加する。

- ・材料費
- ・労務費
- ・法定福利費の事業主負担額
- ・建設業退職金共済制度の掛金
- ・安全衛生経費

6 明示5項目の記載方法及び当面の間の取扱い

法改正により明示5項目の記載は義務となるため、必ず記載すること。ただし、当面の間は以下の取扱いを認める。

(1) 基本的な考え方

- ・どうしても全額の算出・計上が困難な場合は、該当項目欄に「算出不能」又は「計上不可」等、その旨がわかるように記載すること。
- ・一部のみ算出が可能な場合は、計上可能な金額を記載した上で、備考欄に「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載すること。

- ・記載内容に疑義がある場合は、今後の法対応に向けた適切な算出ができるよう、入札後に改めてヒアリングを実施する場合がある。
- ・（参考）国土交通省策定の「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」及び「『労務費に関する基準』の運用方針」等を参考にすること。
※国土交通省HP「労務費に関する基準ポータルサイト」の「基準を踏まえた取引の考え方」ページに、法定福利費等の算出を例示した見積書（様式例）（エクセルデータ）が掲載されています。

（２）材料費及び労務費の記載区分

- ・「直接工事費」の内数として記載すること。
- ・下表の「必須項目」に係る費用のみを計上し、それ以外の工種に係る費用は計上しなくてよい。なお、必須項目が全額計上されていれば「一部のみ計上」との記載は不要である。
- ・設計書等に必須項目の工種が含まれず計上できない場合は、「算出不能」「計上不可」等と記載すること。

区分	材料費	労務費
必須項目	・ 主要な材料費	・ 積上げ積算方式の工種 ・ 施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・ 雑材料 ・ 建設機械の燃料費 ・ 仮設材の賃貸料金	・ 市場単価方式の工種 ・ 土木工事標準単価方式の工種 ・ 建設機械の運転労務
不要項目		・ 現場技術職員等の給与・手当 ・ 資材搬入の運転労務

（３）法定福利費の事業主負担額

- ・現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定事業主負担額を記載すること。
- ・土木工事の場合は、「現場管理費」の内数として、建築工事の場合は一般的に直接工事費に含まれるため、「工事原価」の内数として記載すること。

（４）建設業退職金共済制度（建退共制度）の掛金

- ・「現場管理費」の内数として記載すること。

（５）安全衛生経費

- ・「工事原価」の内数として記載すること。

7 工事費内訳書の確認及び入札の無効について

- （１）開札後、落札決定までの間に工事費内訳書の内容確認を行う。
- （２）工事費内訳書に不備がある場合は、原則として入札を無効とする（詳細は別紙1「工事費内訳書の作成について」を参照のこと）。
- （３）明示5項目に関する当面の間の特例

上記5で追加した明示5項目については、当面の間は試行期間とするため、空欄や内数になっていない等の不備があった場合でも、ただちに入札無効とはしない。

ただし、当該不備のある入札者が落札者となった場合は、ヒアリング等により適正な記入に向けた指導を行った上で、正しく記載された工事費内訳書（様式1）の再提出

を求めるものとする。

8 提出後の工事費内訳書の取扱い

- (1) 入札関係書類(公文書扱い)として保管し、公文書公開請求の対象となる。
- (2) 一度提出された工事費内訳書は、書替え、差換え又は撤回することはできない。
- (3) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会等へ情報提供する場合がある。

お問合せ先

北谷町 建設経済部 都市計画課

TEL 098-982-7703